

環生第 321 号
29 静環環保 2468-2 号
浜環保第 308 号
沼生環第 421 号
富環保発第 261 号
平成 30 年 2 月 6 日

関係団体 各位

静岡県くらし・環境部環境局生活環境課長
静岡市環境局環境保全課長
浜松市環境部環境保全課長
沼津市生活環境部環境政策課長
富士市環境部環境保全課長

建築物の解体等工事に係る石綿（アスベスト）対策の徹底について

本県の環境保全行政の推進につきましては、日頃より御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、石綿（アスベスト）は昭和 30 年頃から建築材料として、様々な建築物等に広く使用されてきましたが、石綿のばく露による重篤な健康被害が社会問題となり、現在では、石綿を使用した製品の製造等が原則として禁止されるとともに、石綿を使用した建築物の解体等工事に伴うばく露防止、環境中への飛散防止対策が図られております。

つきましては、建築物の解体、改造又は補修工事を発注する際には、下記の内容について留意するよう、貴団体会員に周知していただきますようお願いいたします。

記

1 大気汚染防止法の遵守について

大気汚染防止法（以下「法」という。）においては、石綿飛散防止のため、建築物の解体、改造又は補修を実施する際は、発注者に対して、受注者（元請業者）が行う事前調査への協力や事前調査において、特定建築材料（法で規定する吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材）が使用されていた場合は、届出の提出等が義務付けられております（詳細は、環境省パンフレット「解体等工事を始める前に」を参照）。

ついては、法令上、発注者に義務付けられている以下の事項を遵守するようお願いいたします。

大気汚染防止法の義務（発注者）

- ・ 事前調査への協力（法第18条の17第2項）
調査に要する費用の適正負担、調査に関する必要な措置等の協力
- ・ 届出の提出（法第18条の15）
特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに届出を提出
- ・ 施工者への工期、工事費等請負契約の配慮（法18条の20）
作業基準の遵守を妨げるおそれがある条件を付さないよう配慮

2 建築物の解体等工事に係る発注者の留意事項について

(1) 発注者による石綿使用状況等の受注者に対する情報提供

過去に発生した不適切な事案において、発注者が過去に行った調査により石綿含有の事実を把握していたにもかかわらず、受注者に対し分析結果を渡さなかった等により、受注者が特定建築材料の存在を認識せずに工事を開始した例が複数確認されています。

ついては、事前調査の際には、発注者が有する設計図書や過去の改修の記録、石綿に係る調査の記録を、以下の留意点を踏まえ、受注者へ提供するようお願いいたします。

石綿使用状況等を確認する上での留意点

- ア 特定建築材料における石綿含有の考え方については、平成18年9月5日以降の調査では「建築材料の製造若しくは現場施工における建築材料の調製に際して石綿を意図的に含有させたもの又は石綿の質量が当該建築材料の質量の0.1%を超えるもの」となっているが、これ以前の調査において、石綿1重量%を超えない建築材料について「石綿なし」とされている可能性がある。
- イ 建築材料にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライト以外の石綿（アンソフィライト、トレモライト及びアクチノライト）が使用されている可能性が指摘されているが、過去（平成20年2月以前）に実施した調査については、これらの分析が行われていない可能性がある。
- ウ 発注者が「レベル1建材なし」と説明したものを受注者が「石綿なし」と誤認した事案や過去に分析を行った場所以外の場所で特定建築材料が使用されていた事案が確認されている。
- エ このため、過去に実施した石綿に係る調査の結果を活用する場合には、調査の時期や方法、対象としたアスベストの種類、調査を行った範囲等についても適切に情報を確認する必要がある。

(2) 事前調査の実施者

過去の不適切な事案において、受注者に石綿含有建材に関する知識が不足していることが原因で特定建築材料の見落としのあった例が確認されています。

事前調査については、石綿に関する一定の知見を有し、的確な判断ができる

者に実施させるようお願いします。

石綿に関する一定の知見を有し、的確な判断ができる者

- ・「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成25年国土交通省告示第748号）により国土交通省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者
- ・石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第48条の2第1項から第3項に定める石綿作業主任者技能講習の修了者であって石綿等の除去等の作業の経験を有する者
- ・一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者 など

(3) 工事関係者間の情報共有について

過去の不適切な事案において、事前調査結果が判明する前に下請業者が作業を開始してしまった事案や、事前調査で把握した石綿含有建材の情報が下請業者に伝えられなかったことにより発生した事案、現場作業員への周知が不足していたため発生した事案等が確認されています。

また、工事開始前の発注者と元請業者の打合せが不十分であったため、元請業者が工事指図書の内容変更を認識せずに工事を開始した事案も確認されています。

については、石綿含有建材の存在やその取扱いに関する情報が工事関係者間で十分に共有されるようお願いします。

問合わせ先

【静岡市、浜松市、沼津市、富士市以外の市町の方】

担 当 静岡県くらし・環境部環境局生活環境課

電 話 054-221-2258

e-mail seikan@pref.shizuoka.lg.jp

【静岡市内の方】

担 当 静岡市環境局環境保全課

電 話 054-221-1358

e-mail kankyouhozen@city.shizuoka.lg.jp

【浜松市内の方】

担 当 浜松市環境部環境保全課

電 話 053-453-6170

e-mail kankyoho@city.hamamatsu.shizuoka.jp

【沼津市内の方】

担 当 沼津市生活環境部環境政策課

電 話 055-934-4740

e-mail kankyo@city.numazu.lg.jp

【富士市内の方】

担 当 富士市環境部環境保全課

電 話 0545-55-2774

e-mail ka-kankyohozen@div.city.fuji.shizuoka.jp

環生第 321 号
29 静環環保 2468-1 号
浜環保第 309 号
沼生環第 421 号
富環保発第 261 号
平成 30 年 2 月 6 日

一般社団法人静岡県建設業協会長
一般社団法人静岡県解体工事業協会長
公益社団法人静岡県産業廃棄物協会長
静岡県環境保全協会長 } 様

静岡県くらし・環境部環境局生活環境課長
静岡市環境局環境保全課長
浜松市環境部環境保全課長
沼津市生活環境部環境政策課長
富士市環境部環境保全課長

事前調査の不徹底により石綿含有建材が把握されずに建築物等の解体
等工事が開始された事案等について

本県の環境保全行政の推進につきましては、日頃より御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、平成 29 年 11 月 20 日付け環水大大発第 1711201 号により、環境省水・大気環境局大気環境課長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、下記の留意事項について、貴協会会員に周知していただきますようお願いいたします。

記

1 大気汚染防止法の遵守について

大気汚染防止法においては、石綿飛散防止のため、建築物の解体、改造、補修等を実施する際は、受注者に事前調査により特定建築材料の有無を把握した上で発注者へ事前調査の結果の説明が義務付けられています。

また、事前調査の結果、特定建築材料が使用されている場合は、施工者に作業基準の遵守が義務付けられております（詳細は、環境省パンフレット「解体等工事を始める前に」を参照）。

については、法令上、受注者・施工者に義務付けられている以下の事項を遵守するようお願いします。

大気汚染防止法の義務（受注者・施工者）

- ・ 事前調査による特定建築材料の有無を把握（法第18条の17第1項）
- ・ 発注者への事前調査結果の説明（法第18条の17第1項）
- ・ 事前調査結果の掲示（法第18条の17第4項）
- ・ 特定粉じん排出等作業の実施における作業基準の遵守（法第18条の18）

2 事前調査の実施者及び実施方法について

(1) 事前調査の実施者について

過去の不適切な事案において、受注者に石綿含有建材に関する知識が不足していることが原因で特定建築材料の見落としのあった例が確認されています。

事前調査については、石綿に関する一定の知見を有し、的確な判断ができる者に実施させるようお願いします。

石綿に関する一定の知見を有し、的確な判断ができる者

- ・ 「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成25年国土交通省告示第748号）により国土交通省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者
- ・ 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第48条の2第1項から第3項に定める石綿作業主任者技能講習の修了者であって石綿等の除去等の作業の経験を有する者
- ・ 一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者 など

(2) 事前調査の実施方法

事前調査の実施方法については、調査漏れがないよう設計図書等の確認に加え、必ず目視調査を実施し、必要に応じて建材の分析調査を行うようお願いします。

また、目視調査の際には、建築物の一部のみ調査したが、その他の箇所から石綿含有建材が発見された事案や、外側からの目視では確認できない箇所に石綿含有建材が存在した例なども確認されているため、注意して実施して下さい。

3 工事関係者間の情報共有について

過去の不適切な事案において、事前調査結果が判明する前に下請業者が作業を開始してしまった事案や、事前調査で把握した石綿含有建材の情報が下請業者に伝えられなかったことにより発生した事案、現場作業員への周知が不足していたため発生した事案等が確認されています。また、工事開始前の発注者と元請業者の打合せが不十分であったため、元請業者が工事指図書の内容変更を認識せずに工事を開始した例も確認されています。

については、石綿含有建材の存在やその取扱いに関する情報が工事関係者間で十分に共有されるようお願いします。

4 事案発生時の解体工事業者からの連絡について

これまで、都道府県等が不適切な事案を認知した経緯としては、施工者等から自主的に報告された例が最も多いが、この中には、施工者による把握から行政への報告までに1か月程度かかり、その間、適切な石綿飛散防止措置がなされていなかった例が確認されています。

については、解体等工事中に新たな特定建築材料を発見した場合には、速やかに以下の問い合わせ先に連絡をお願いします。

問い合わせ先

【静岡市、浜松市、沼津市、富士市以外の市町の方】

担 当 静岡県くらし・環境部環境局生活環境課

電 話 054-221-2258

e-mail seikan@pref.shizuoka.lg.jp

【静岡市内の方】

担 当 静岡市環境局環境保全課

電 話 054-221-1358

e-mail kankyouhozen@city.shizuoka.lg.jp

【浜松市内の方】

担 当 浜松市環境部環境保全課

電 話 053-453-6170

e-mail kankyoho@city.hamamatsu.shizuoka.jp

【沼津市内の方】

担 当 沼津市生活環境部環境政策課

電 話 055-934-4740

e-mail kankyo@city.numazu.lg.jp

【富士市内の方】

担 当 富士市環境部環境保全課

電 話 0545-55-2774

e-mail ka-kankyouhozen@div.city.fuji.shizuoka.jp

環水大大発第 1711201 号
平成 29 年 11 月 20 日

各

都 道 府 県
大気汚染防止法政令市

 大気環境主管部局長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長
(公印省略)

事前調査の不徹底により石綿含有建材が把握されずに
建築物等の解体等工事が開始された事案等について

総務省が平成 27 年 4 月～平成 28 年 5 月に実施した「アスベスト対策に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告*に対する改善措置として、環境省では、事前調査で石綿含有建材が適切に把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事案及びその原因を把握するため、平成 28 年 5 月 23 日付け事務連絡により、都道府県等に対して、都道府県等において把握している事案について情報提供するよう依頼していたところである。今般、その結果について別紙 1 のとおり取りまとめたのでお知らせする。

今後、同種の事案の発生を防止するため、下記について留意の上、発注者及び施工業者等への指導を徹底されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

※「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」結果報告書
http://www.soumu.go.jp/main_content/000417847.pdf

記

1 発注者による石綿使用状況等の受注者に対する情報提供について

今回情報提供を受けた事案においては、発注者が過去に行った調査により石綿含有の事実を把握していたにもかかわらず、受注者に対し分析結果を渡さなかったこと等により、受注者が特定建築材料の存在を認識せずに工事を開始した例が複数認められた。

事前調査においては、発注者が有する設計図書や過去の改修の記録、石綿に係る調査の記録等が、特定建築材料の見落としを防ぐ上で重要となる。大気汚染防止法第 18 条の 17 第 2 項においては、解体等工事の発注者は、「調査に要する費用を適切に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない」とされているところであり、発注者から受注者に対し、設計図書や過去の

改修の記録、資産除去債務の計上のための石綿使用有無の調査結果などの過去に実施した石綿に係る調査の結果が適切に提供される必要がある。

なお、特定建築材料における石綿の含有の考え方については、平成 18 年 9 月 5 日付け環水大大発第 060905003 号において、「建築材料の製造若しくは現場施工における建築材料の調製に際して石綿を意図的に含有させたもの又は石綿の質量が当該建築材料の質量の 0.1%を超えるもの」としているところであるが、これ以前の調査においては、石綿 1 重量%を超えない建築材料について「石綿なし」とされている可能性がある。また、建築材料にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライト以外の石綿（アンソフィライト、トレモライト及びアクチノライト）が使用されている可能性について、平成 20 年 2 月 15 日付け環水大大発第 080215002 号において留意を求めたところであるが、過去に実施した調査においてはこれらの分析が行われていないおそれもある。更に、今回情報提供された事案においては、発注者が「レベル 1 建材なし」と説明したものを、受注者が「石綿なし」と誤認した例や、過去に分析を行った場所以外の場所で特定建築材料が使用されていた例もあった。このため、過去に実施した石綿に係る調査の結果を活用する場合には、調査の時期や方法、対象としたアスベストの種類、調査を行った範囲等についても、併せて情報提供が行われる必要がある。

これらを踏まえ、発注者に対し、受注者に対する情報提供の必要性及び留意事項について周知されたい。

2 法令に関する知識の周知について

今回情報提供された事案においては、大気汚染防止法による届出や事前調査の義務の不知のほか、内装工事や小規模の工事について届出不要と思い込むなど、発注者や受注者の法規制に関する知識不足を原因とする例や、発注者から口頭で「石綿なし」と説明を受けたため事前調査を行わなかったとの例が複数みられた。また、受注者が工期短縮のため、常態的かつ意図的に事前調査を怠っていた例もあった。

大気汚染防止法及び政省令等の知識の普及により、これらの事案の発生を防ぐことができた可能性もあることから、発注者と受注者の双方に対し、法令に関する知識を十分に周知されたい。

3 事前調査の実施者及び実施方法について

(1) 事前調査の実施者について

今回情報提供を受けた事案において、煙突に石綿が使用されている可能性があることを認識していないなど、受注者に石綿含有建材に関する基本的知識が不足していることが原因となった例が複数みられた。

事前調査については、石綿に関する一定の知見を有し、的確な判断ができる者により行われるよう、発注者及び受注者へ周知されたい。

なお、石綿に関する一定の知見を有し、的確な判断ができる者としては、「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成 25 年国土交通省告示第 748 号）により国土交通省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 48 条の 2 第 1 項から第 3 項に定める石綿作業主任者技能講習の修了者であって石綿等の除去等の作業の経験を有する者、

一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者などが考えられる。

(2) 事前調査の実施方法について

今回情報提供された事案においては、設計図書等の確認を十分に行わなかったため石綿含有建材を見落としした例のほか、設計図書等の確認は行ったものの、設計図書等と異なる建築材料が使用されていたため見落とされた例があった。また、逆に、設計図書の情報を無視して目視調査のみで判断したことにより発生した例もあった。設計図書等の確認を十分に行うことはもちろん、確認を行った場合であっても、必ず目視調査を実施し、必要に応じ分析調査を行うことで適切な判断を行う必要がある。

また、目視調査の際、建築物の一部のみを調査したが、その他の箇所から石綿含有建材が発見された例や、外側からの目視では確認できない箇所に石綿含有建材が存在した例が複数確認されており、注意が必要である。

これらを踏まえ、受注者等に対し、事前調査の実施方法について指導されたい。

見落とししやすい箇所については、「8. 都道府県等における推奨事例について」で紹介した通知等にも記載されているので参考とされたい。

4 工事関係者間の情報共有等について

今回情報提供された事案においては、事前調査結果が判明する前に下請業者が作業を開始してしまった例や、事前調査で把握した石綿含有建材の情報が下請業者に伝えられなかったことにより発生した例、現場作業員への周知が不足していたため発生した例などが確認された。また、工事開始前の発注者と元請業者の打合せが不十分であったため、元請業者が工事指図書の内容変更を認識せずに工事を開始した例もあった。

石綿含有建材の存在やその取扱いに関する情報が工事関係者間で十分に共有されるよう、発注者、受注者及び施工業者等を指導されたい。

5 関係部署間の情報共有等について

今回情報提供された事案においては、大気汚染防止法に基づく届出はなされていなかったものの、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という。）、騒音規制法、振動規制法、条例等に基づく届出は行われていた例がみられた。

また、建設リサイクル法や条例等の届出情報に基づいてパトロールや立入検査を行うことで事案を把握した例が複数存在しており、届出情報の共有は、石綿含有建材に係る解体等工事の把握に有効と考えられる。

関係部署間での情報共有を推進することにより、石綿含有建材に係る解体等工事を適切に把握し、必要に応じ、発注者や受注者に対し、事前調査や届出、作業基準の遵守等の指導を行われたい。

6 事案発生時の解体工事業者からの連絡について

都道府県等が事案を認知した経緯としては、施工業者等から自主的に報告された例が最も多くみられたが、この中には、施工業者による把握から行政への報告までに1か月程度かかり、その間、適切な石綿飛散防止措置がなされていなかった例もあった。

施工業者に対しては、解体等工事中に新たな特定建築材料を発見した場合には、速やかに行政に連絡するよう指導されたい。

7 指導後の速やかな改善状況の確認について

今回情報提供された事案においては、都道府県等が指導を行ったにも関わらず、その後指導後に確認のために行った立入検査で、適切な措置を講じずに解体に着手していたことが判明した例が確認されている。

指導を行った後には、速やかに改善状況等の確認を行うよう留意されたい。

また、石綿による大気汚染を防止するため、確認の結果指導に従わずに作業基準違反が続けられている等の場合には、作業基準適合命令等の行政処分を実施されたい。

8 都道府県等における推奨事例について

(1) 都道府県等における推奨事例

平成 28 年 6 月の「アスベスト対策に関する都道府県・政令市担当者会議」では、事前調査の適正な実施の確保に係る都道府県等の推奨事例*として、

※「アスベスト対策に関する都道府県・政令市担当者会議」（平成 28 年 6 月）資料 2-2

- ・ 特定粉じん排出等作業の届出漏れの防止を目的として、嘱託職員から構成されるアスベスト班を設置し、騒音規制法等に基づく特定建設作業実施届出書の情報を基に、解体等工事現場に対する集中検査（立入検査）を行い、石綿含有吹付材の有無等を確認している
- ・ すべての特定建設作業実施届出書の提出時に、チェックシートの添付を求める
- ・ 石綿使用の疑いがある吹付け材や断熱材が発見された場合には、現場責任者の同意のもと石綿含有量調査を実施している

等の取組を紹介いただいたところである。

また、今回の情報提供から、

- ・ 建設リサイクル法の届出情報に基づきパトロールや立入検査を実施し、石綿含有建材が使用された建築物等の工事を把握
- ・ 追加的な質問票により、解体工事等の届出があった場合に石綿使用の有無をより確実に判断

等の自治体の取組が把握された。

以上の例を参考に、特定建築材料が使用されている建築物等の解体等工事の把握に積極的に取り組まされたい。

(2) 労働基準監督署における推奨事例

厚生労働省から別紙 2 のとおり、事前調査の適正な実施の確保及び届出情報の適時共有・活用に係る労働基準監督署の取組事例について情報提供を受けているので、取組の参考とされたい。

なお、厚生労働省は、事前調査に当たっての留意点を以下の通知等により都道府県労働局に示しているため、併せて参考とされたい。

- ・ 「建築物等の解体等の作業における事前調査の徹底等について」（平成 24 年 2 月

13 日付け基安化発 0213 第 1 号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)

http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/1202130_0213-1.pdf

- ・「建築物等の解体等の作業における事前調査の徹底等について～第 8 回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～」(平成 24 年 10 月 25 日付け基安化発 1025 第 3 号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/pamph/dl/121102pamph-2.pdf>

- ・「建築物等の解体等の作業における事前調査の徹底等について～第 9 回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～」(平成 25 年 1 月 7 日付け基安化発 0107 第 2 号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)

http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/130107_0107-02.pdf

- ・「建築物の解体等の作業及び労働者が石綿にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.10 版]

[http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudouki-junkyokuanzeneiseibu/0000156260.pdf)

[Roudouki-junkyokuanzeneiseibu/0000156260.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudouki-junkyokuanzeneiseibu/0000156260.pdf)

(問い合わせ先)

環境省水・大気環境局大気環境課
排出基準係

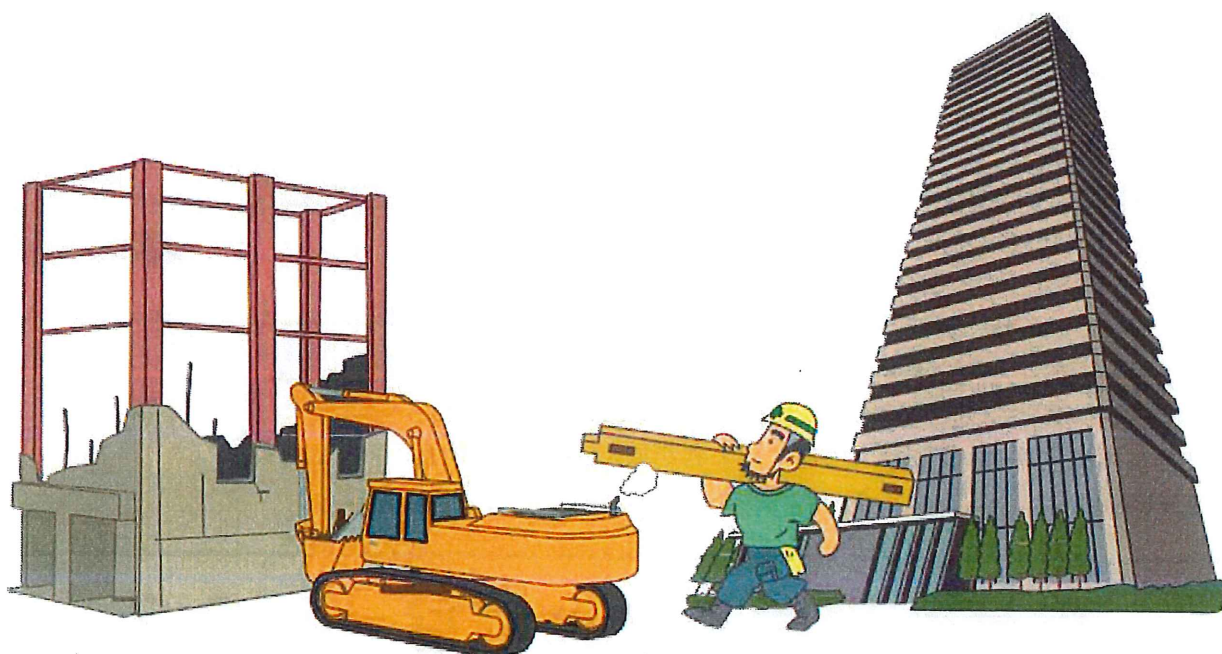
TEL : 03-3581-3351 (内線 6533)

FAX : 03-3580-7173

E-mail : kanri-kankyo@env.go.jp

解体等工事を始める前に

ご存じですか？
届出義務者が工事の施工者から発注者へ変更になります。



平成26年6月1日から建築物・工作物の解体工事等に伴う
石綿(アスベスト)飛散防止対策が強化されます。

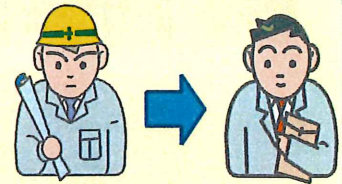
石綿(アスベスト)は昭和30年頃から使われ始め、安価で耐火性、耐熱性、防音性など多様な機能を有していることから、建築材料として、様々な建築物等に広く使用されてきました。しかし、石綿(アスベスト)のばく露後数十年を経て発症する中皮腫や肺がん等の重篤な疾病による健康影響が社会問題となり、石綿(アスベスト)を使用する製品の製造が順次禁止されるとともに、石綿(アスベスト)を使用した建築物の解体等工事に伴うばく露防止や一般大気環境中への飛散防止対策の強化が図られてきました。

何が変わるの？

【届出義務者の変更】

特定粉じん排出等作業(*)の実施の**届出義務者が、工事の施工者から工事の発注者又は自主施工者に変更**になります。

* 吹付け石綿等が使用されている建築物等の解体、改造、補修作業
注) 労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に基づく届出義務者は変更になりません。



【解体等工事の事前調査、説明、掲示の義務付け】

解体等工事の受注者及び自主施工者は、**石綿使用の有無について事前に調査**をし、**その結果等を解体等工事の場所に掲示**しなければなりません。

また、解体等工事の受注者は、**発注者に対し調査結果等(*)を書面で説明**しなければなりません。

* 届出が必要な場合には、届出事項の説明も必要となります。



【立入検査等の対象の拡大】

都道府県知事等による報告徴収の対象に、届出がない場合を含めた解体等工事の発注者、受注者又は自主施工者が加えられ、立入検査の対象に解体等工事に係る建築物等が加えられました。



なぜ変更することになったの？

「大気汚染防止法」では、石綿の飛散を防止するため、特定建築材料(吹付け石綿等)が使用されている建築物又は工作物の解体、改造、補修作業を行う場合に届出および作業基準の遵守が必要となります。また、石綿の飛散を防止する対策のさらなる強化を図り、人の健康に係る被害を防止するため、平成25年6月に大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成25年法律第58号)が公布され、平成26年6月1日から施行することになりました。

【変更の主な理由】

- 建築材料に石綿が使用されているか否かの事前調査が不十分である事例が確認されています。また、環境省が実施している大気中の石綿濃度のモニタリングにおいても、石綿除去現場からの石綿飛散事例が確認されています。
- 発注者が石綿を使用した建築物等の解体工事等を発注する際に、できる限り低額で短期間の工事を求めること、また、施工者も低額・短期間の工事を提示することで契約を得ようとすることにより、石綿飛散防止対策が徹底されなくなる問題が指摘されています。
- 昭和31年から平成18年までに施工された石綿使用の可能性がある建築物の解体等工事は、平成40年頃をピークに全国的に増加することが見込まれます。

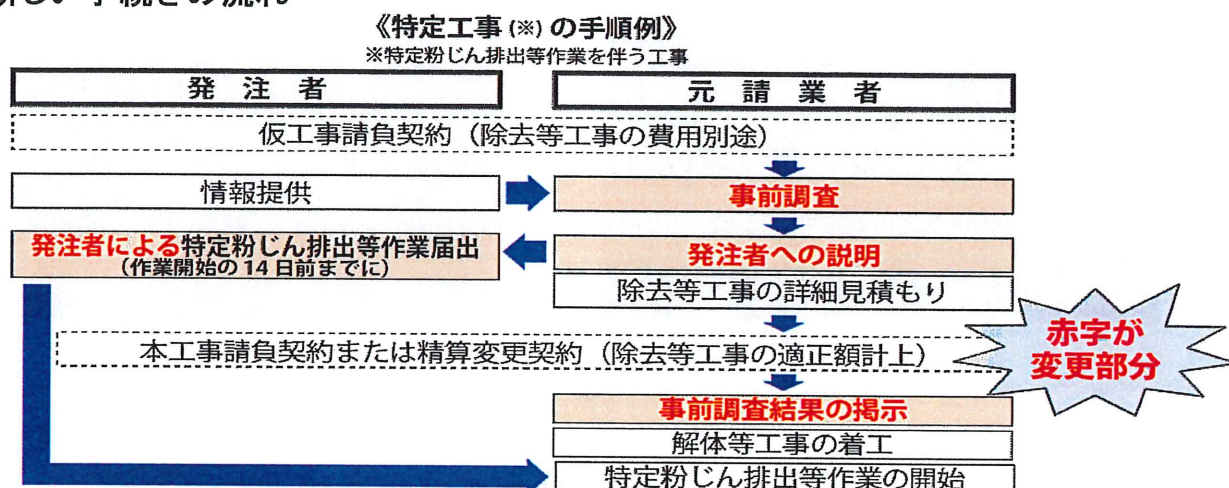
手続きはどのように変更になるの？

建築物や工作物の解体等によって生じる石綿の飛散を防ぐために、「改正大気汚染防止法」により、以下のように手続きが変更になります。

●特定粉じん排出等作業の実施の届出

石綿を使用している建築物や工場のプラントなどの工作物を解体、改造、補修する場合、**工事の発注者**又は自主施工者は、作業の場所、作業期間、作業の方法などについて作業を始める日の14日前までに都道府県などの窓口に届出をしなければなりません。

●新しい手続きの流れ



【発注者への説明事項】

- ① 調査を終了した年月日
 - ② 調査の方法
 - ③ 調査の結果
 - ④ 特定粉じん排出等作業の種類
 - ⑤ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
 - ⑥ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
 - ⑦ 特定粉じん排出等作業の方法
 - ⑧ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
 - ⑨ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
 - ⑩ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
 - ⑪ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ④～⑪は届出が必要な場合に限りです。

【届出窓口】

都道府県、指定都市、中核市、他の一部の市、その他に条例で届出の受付や監督を委任されている市
届出のお問い合わせ窓口は環境省HPに掲載 URL <<http://www.env.go.jp/air/osen/law/contact.html>>

どんなものが対象になるの？

「大気汚染防止法」に基づき、特定建築材料が使用されている建築物又は工作物の解体、改造、補修作業を行う場合に届出などが必要となります。

特定建築材料とは

特定建築材料とは、吹付け材、断熱材、保温材、耐火被覆材のうち、石綿を意図的に含有させたもの又は石綿が質量の0.1%を超えて含まれているものです。



耐火被覆材：柱・梁



断熱材：屋根

出典：吹付けアスベスト施行部位事例 日本石綿製品工業会 石綿処理部会

特定建築材料とその使用箇所の例

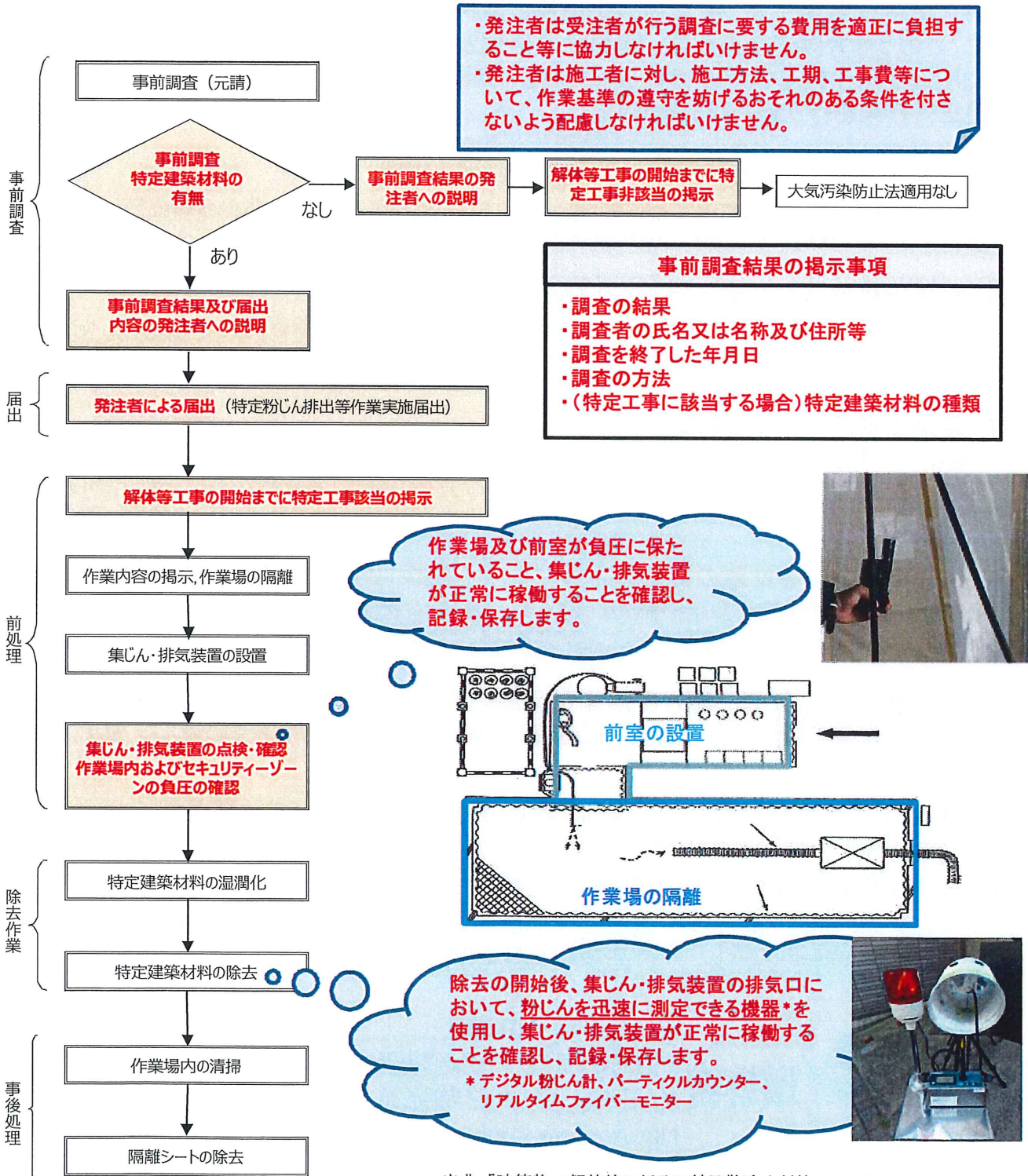
材料の区分	建築材料の具体例	使用箇所の例(使用目的)
吹付け石綿	①吹付け石綿 ②石綿含有吹付けロックウール(乾式・湿式) ③石綿含有ひる石吹付け材 ④石綿含有パーライト吹付け材	壁、天井、鉄骨 (防火・耐火、吸音性等の確保)
石綿を含有する断熱材 (吹付け石綿を除く)	①屋根用折版裏断熱材 ②煙突用断熱材	屋根裏、煙突 (結露防止・断熱)
石綿を含有する保温材 (吹付け石綿を除く)	①石綿保温材 ②石綿含有けいそう土保温材 ③石綿含有パーライト保温材 ④石綿含有けい酸カルシウム保温材 ⑤石綿含有ひる石保温材 ⑥石綿含有水練り保温材	ボイラー、化学プラント、焼却炉、ダクト、配館の曲線部 (保温)
石綿を含有する耐火被覆材 (吹付け石綿を除く)	①石綿含有耐火被覆材 ②石綿含有けい酸カルシウム板第二種 ③石綿含有耐火被覆塗り材	鉄骨部分、鉄骨柱、梁、エレベーター (吹付け石綿の代わりとして耐火性能の確保、化粧目的)

なお、これらに該当しない石綿含有成形板等(いわゆるレベル3)は、特定建築材料とはなっていませんが、解体等の際、機械による破碎等を行うと石綿が飛散するおそれがあるので、材料を薬液等で湿潤化して手ばらしにより取り外しを行うなど、飛散防止対策に留意する必要があります。

対策はどのようにするの？

大気汚染防止法による飛散防止対策

【除去作業等の一般的な手順】※赤字が変更部分



出典:「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」

他に必要な手続きは？

大気汚染防止法以外の関連法令

建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策に関連する法律としては、大気汚染防止法以外に労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法などがあります。このうち労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に石綿の飛散防止に関連する作業基準等が定められており、工事施工者等はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

● 労働安全衛生法、石綿障害予防規則における規定

建築物の解体等の工事で生じる石綿粉じんが作業環境を著しく汚染し、労働者の健康に重大な影響を及ぼすことを防止する観点から作業場内での基準等が定められています。

● 廃棄物処理及び清掃に関する法律における規定

特定管理産業廃棄物に指定された廃石綿等について、その分別、保管、収集、運搬、処分等を適正に行うため必要な処理基準等が定められています。

● 建築基準法における規定

建築物の大規模な増改築時には吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールの除去が義務付けられ、また、石綿の飛散のおそれがある場合には、除去等の勧告・命令ができることが定められています。

● 建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)における規定

他の建築廃棄物の再資源化を妨げないように、石綿含有建築材料は、原則として他の建築材料に先がけて解体等を行い、分別しておくことが定められています。

● また地域によっては、地方自治体が条例を定めて規制をしている場合がありますので、当該作業を行う場所を管轄する都道府県、市町村にお問い合わせください。

● 石綿(アスベスト)関連および改正内容の更なる情報については環境省のホームページをご覧ください。<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html>

● 解体作業時等の届出、作業基準等の詳細については、環境省ホームページに掲載している「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」をご覧ください。http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td/index.html



環境省

水・大気環境局 大気環境課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館

TEL 03-3581-3351(代表)内線6536 FAX 03-3580-7173

<http://www.env.go.jp/>